令和4年度

定期(財務)監査及び行政監査報告書

小城市監査委員

小城市監査委員告示第1号

令和4年度 定期(財務)監査及び行政監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査及び 行政監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を公表する。

令和5年3月2日

小城市監査委員 古川 吉光

小城市監査委員 永松 和久

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定による定期監査及び行政監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査実施期間

令和4年9月執行分・・・令和4年9月21日

令和4年10月執行分・・・令和4年10月20日から10月21日まで

令和4年11月執行分・・・令和4年11月22日から11月24日まで

令和4年12月執行分・・・令和4年12月19日

令和5年1月執行分・・・令和5年1月23日から1月25日まで

令和5年2月執行分・・・令和5年2月20日

2 監査対象課等及び監査実施日

	監査対象課等		監査実施日		監査対象課等		監査実施日
		財政課	令和5年2月20日		保育幼稚園課		令和4年11月24日
		防災対策課	令和5年1月23日		教育総務課(給食センター・学校教育課)		令和4年11月22日
	総	国民スポーツ大会推進課	令和5年1月24日	教	生生	小城公民館	令和5年1月24日
	務部	総務課	令和5年2月20日	妥員 ^		牛津公民館	令和5年1月25日
		総合戦略課	令和5年2月20日		涯学習	芦刈公民館	令和5年1月25日
		企画政策課 (新型コロナウイルス 感染症対策課)	令和5年1月24日	事務	事	生涯学習・三日月公民館	令和5年1月25日
		市民課	令和4年12月19日	局		社会教育施設	令和5年1月25日
		人権・同和対策室	令和4年12月19日		文化	本課	令和4年11月22日
	市民	税務課	令和4年10月20日			市民図書館(三日月館・小城館)	令和4年11月22日
市	部	国保年金課	令和4年10月20日	会計局			令和4年9月21日
長部		環境課	令和4年12月19日	選挙管理委員会		理委員会	令和5年2月20日
局		中継センター	令和4年12月19日	議会事務局		務局	令和5年2月20日
	福	社会福祉課	令和4年11月24日	農業	美委.	員会	令和5年2月20日
	祉部	高齢障がい支援課	令和4年9月21日	監査委員事務局		員事務局	令和4年9月21日
	디디	健康増進課	令和4年10月20日	八百	営企	水道課	令和5年1月24日
	産	商工観光課	令和4年11月24日			市民病院	令和4年11月24日
	産業部	農林水産課	令和5年1月23日	川		下水道課	令和4年10月21日
	디	農村整備課	令和5年1月24日				
	建	都市計画課	令和4年10月20日				
	建設部	定住推進課	令和5年1月23日				
	디디	建設課	令和5年1月25日				

3 監査の対象期間

令和4年9月執行分・・・令和3年10月1日から令和4年7月31日まで令和4年9月執行分・・・令和3年12月1日から令和4年7月31日まで令和4年10月執行分・・・令和3年10月1日から令和4年8月31日まで令和4年11月執行分・・・令和3年10月1日から令和4年9月30日まで令和4年12月執行分・・・令和3年10月1日から令和4年10月31日まで令和5年1月執行分・・・令和3年10月1日から令和4年11月30日まで令和5年2月執行分・・・令和3年10月1日から令和4年12月31日まで

4 監査の方法

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理並びに行政事務の執行について、あらかじめ提出された監査資料に基づき、提示のあった関係書類等を審査、照合するとともに、必要に応じて関係者の説明を求めるなどの方法により監査を実施した。

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

今回の定期監査は、市の財務に関する事務及び所管する事務事業に関する事務の執行・処理状況等が適法、適正に行われているか、また、市の行政事務の執行が合理的かつ 効率的に法令等に従って適正に行われているか監査を実施した。

総合的には、予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理はおおむね適正に処理されていると認められた。また行政事務の執行についても法令等に従っておおむね適正に行われていた。

また、細部については、不備な点、改善すべき留意点等が見受けられ、監査の折に口頭で指導しているので、今後の事務処理に十分留意され、適正に対処されたい。

なお、今回の定期監査及び行政監査における指摘事項・検討事項は、次のとおりである。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し適正な執行に努められたい。

※ 区分別指摘事項及び検討を要する事項の件数

区	分	服務	文書	収入	支 出	契 約	工事の 執行	補助金	財産	現金の 取扱い	その他	盐
重要な指	a摘事項											0
その他指	旨摘事項					8		3	2			13
検討を要	する事項							1			1	2
合	計	0	0	0	0	8	0	4	2	0	1	15

2 重要な指摘事項

なし

3 その他の指摘事項・検討を要する事項

(1)	服務関係	(0件)
\ I /		(() 1 + /

- (2) 文書関係 (0件)
- (3) 収入関係 (0件)
- (4) 支出関係 (0件)
- (5) 契約関係 (8件)

(6) 工事の執行関係 (0件)(7) 補助金関係 (4件)(8) 財産関係 (2件)(9) 現金の取扱い関係 (0件)(10) その他 (1件)

4 監査対象課等ごとの監査結果

監査の対象	監査委員事務局、税務課、都市計画課、下水道課、小城市民図書館(小城館・三日月館)、保育幼稚園課、市民課、 人権・同和対策室、防災対策課、企画政策課(新型コロナウィルス感染症対策課)、定住推進課、 国民スポーツ大会推進課、農村整備課、 生涯学習課(生涯学習・三日月公民館、社会教育施設、小城公民館、牛津公民館、芦刈公民館)、水道課、建設課、農業委員会、総合戦略課、総務課、選挙管理委員会、財政課、議会事務局
監査の結果	・上記の課については、財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。

監査の対象	高齢障がい支援課
監査の結果	・小城市老人クラブ活動助成費補助金交付要綱に補助対象経費 に関しての記載がない。対象経費について不明確であるので交 付要綱の見直しを検討されたい。

監査の対象	会計局
監査の結果	・契約期間に自動更新条項が付された契約を締結しているものがあった。後年度予算の裏付けのない契約において、自動更新条項を設けることはできないことから、長期継続契約の可否についても精査したうえで、相手方と協議し、改めて契約を締結するなどの対応をとられたい。

監査の対象	国保年金課
監査の結果	・国民健康保険高額療養費貸付金未収債権の事務手続きに努められたい。

監査の対象	健康増進課
監査の結果	・小城市民病院との委託事業において、無償による契約が見受けられた。小城市民病院は企業会計として独自経営を行なわれており、市は必要経費を正確に計上する必要があると考えるため契約内容について検討されたい。

監査の対象	文化課
監査の結果	・小城市文化振興補助金交付要綱に補助対象経費に関しての記載がない。対象経費について不明確であるので交付要綱の見直しを検討されたい。

監査の対象	教育総務課(給食センター・学校教育課)
監査の結果	・小城市学校長等教職員研究補助金の交付において、交付要綱に規定する補助金額と相違が見受けられた。 今後は、交付要綱の見直しも含め、交付要綱に基づき適正な 事務処理に努められたい。

Т

監査の対象	商工観光課
監査の結果	・小城公園テニスコート維持管理業務委託において、委託金額の積算根拠が不明確であった。また、受託者から提出される実績報告の確認について適正に処理されたい。 さらに、小城公園庭球場の利用については、小城市都市公園条例に基づき、適正な事務処理に努められたい。 ・小城市観光交流センター(ゆめぷらっと小城内)の行政財産の管理について、財産管理者及び管理の方法を明確にされたい。

監査の対象	社会福祉課
監査の結果	・小城市病児・病後児保育業務委託における委託事業実績報 告書の対象経費に減価償却費が計上されていたので精査され たい。

監査の対象	小城市民病院
監査の結果	・契約業務においては、小城市国民健康保険病院事業会計規程に基づき適正に処理されたい

監査の対象	環境課
監査の結果	・委託契約書の契約期間の変更が捨印にて処理されており、 委託契約の変更がなされていなかった。適正な契約事務の手 続きをされたい。
	・少額の委託契約業務において、支出負担行為決議書作成の みで契約行為の手続きがなされていなかった。適正な契約事 務の手続きをされたい。

監査の対象	中継センター
監査の結果	・土地賃貸借変更契約書の契約締結日は、効力発生日以降の日付で手続きをされたい。

監査の対象	農林水産課
監査の結果	・委託契約書の契約金額の訂正が捨印にて処理されていた。 適正な契約事務の手続きをされたい。 ・補助金交付事務を行う部署と補助金交付先団体の経理事務 を行う部署が同じ部署であることより、市と協議会が一体となって処理されている事務が見受けられた。。 今後は、補助金交付要綱の見直しも含め、交付要綱に基づき 適正な事務処理に努められたい。